

税務通心

令和6年度の給与所得に係る住民税の特別徴収に注意

給与所得に係る個人住民税の特別徴収について、5月中に令和6年度の通知が事業者へ届きます。特に定額減税対象者に係る個人住民税の特別徴収は通常とは異なるため、ご注意ください。

1 定額減税と令和6年度の特別徴収

(1) 定額減税とは

居住者である合計所得金額 1,805 万円以下（給与の年収 2,000 万円以下に相当※）の納税者本人と、居住者である扶養家族（同一生計配偶者＋扶養親族）を対象に、次の金額が減税（定額減税）されます。

※収入が給与のみの場合。所得金額調整控除の適用がある場合は 2,015 万円以下に相当。

対象者 1人につき	所得税	所得税
	3万円	1万円

個人住民税では、令和6年度（一部令和7年度）の措置として、個人住民税の所得割額から控除されます。

(2) 定額減税の実施時期等

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和6年度分の納税額が通知等されます。事業者は、記載されている額を給与から天引きして、納付します。

なお、対象となる同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に係る定額減税は、令和7年度分で実施される予定です。

(3) 給与に係る事務への影響

定額減税の対象者に係る令和6年度の特別徴収は、例年の6月ではなく1ヶ月遅い7月からスタートし、翌年5月までの11回の徴収となります。定額減税の対象外である場合は例年どおりであるため、その違いにご留意ください。

2 電子データでの受け取り

令和6年度分は、次の条件を満たす場合に、従業員等へ配付する「個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）」を電子データで受け取ることができるようになりました。

- 令和5年分給与支払報告書を eLTAX 経由で提出していること
- 個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること
- 給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望していること

これにより受取方法は、紙（正本）か電子データ（正本）かのいずれかとなります。受取方法は人別に選択することはできず、一律の選択です。そのため、電子データでの受取を選択し、従業員等へ配付する場合に、電子データでの受取が難しい従業員等に対しては、その者の同意を得た上でその者に代わって給与事務担当者等が印刷して配付するなど、代替手段を講じる必要があります。

また、事業者用の「個人住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」も受取方法が変更されています。具体的には、令和6年度から電子データ（副本）が廃止されました。そのため、これまでは紙（正本）と電子データ（副本）の両方を受け取ることが可能でしたが、紙（正本）または電子データ（正本）のどちらかの選択となっています。この選択も、給与支払報告書を提出する際に選択をしたいずれかにより受け取ります。

労務通心

2024年度の労災保険率と雇用保険料率

労災保険率は、業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮して、原則3年ごとに改定されています。2024年度は改定の年で、3年前の見直しで改定が行われなかったことから、今回は6年ぶりの改定となります。

1 2024年度の労災保険率等

(1) 労災保険率

2024年4月からの労災保険率は、全体の平均では4.5/1000から4.4/1000となりました。54業種のうち、引き下げとなるのは17業種、引き上げとなるのは3業種です。主な変更業種は右記のとおりです。

業種	2018年度	2024年度	変化
林業	60/1000	52/1000	↓
食料品製造業	6/1000	5.5/1000	↓
木材又は木製品製造業	14/1000	13/1000	↓
パルプ又は紙製造業	6.5/1000	7/1000	↑
金属材料品製造業	5.5/1000	5/1000	↓
金属製品製造業又は金属加工業	10/1000	9/1000	↓
電気機械器具製造業	2.5/1000	3/1000	↑
ビルメンテナンス業	5.5/1000	6/1000	↑

(2) 特別加入保険料率

一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率の改正も行われ、25区分のうち、右記の5区分が引き下げとなります。

事業又は作業の種類	2018年度	2024年度
個人タクシー、個人貨物運送業者 原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12/1000	11/1000
建設業の一人親方	18/1000	17/1000
医薬品の配置販売業者	7/1000	6/1000
金属等の加工、洋食器加工作業 履物等の加工の作業	15/1000	14/1000
	6/1000	5/1000

(3) 請負による建設の事業に係る労務費率

労災保険料は、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額（以下、賃金総額）に、労災保険率を乗じて算定することを原則としています。

ただし、請負による建設の事業で事業の特殊性により、賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、賃金総額算定方法の特例が認められています。

この特例では、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額としますが、ここで用いる労務費率についても以下の引き下げの改定が行われました。

■ 鉄道又は軌道新設事業 24% → 19% ■ その他の建設事業 24% → 23%

2 2024年度の雇用保険料率

2024年度の雇用保険料率は2023年度から変更がなく、右表のとおりとなります。

事業の種類	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000